

公益通報者保護法の概要

平成 16 年 6 月
内 閣 府

公益通報をしたことを理由とする公益通報者の解雇の無効等並びに公益通報に関し事業者及び行政機関がとるべき措置を定めることにより、公益通報者の保護等を図る。

(1) 目的

公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資すること

(2) 公益通報の対象

以下の事実が生じ又はまさに生じようとしている場合

個人の生命又は身体の保護、消費者の利益の擁護、環境の保全、公正な競争の確保その他の国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるもの(これらの法律に基づく命令を含む。)に規定する罪の犯罪行為の事実

別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等

(別表)

刑法、食品衛生法、証券取引法、J A S 法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法 その他政令で定める法律

(3) 公益通報者の保護

労働者(公務員を含む。)を以下のように保護

公益通報をしたことを理由とする解雇の無効

労働者派遣契約の解除の無効

その他の不利益な取扱い(降格、減給、派遣労働者の交代を求めると等)の禁止

(4) 通報先と保護要件

通報先に応じて保護要件を設定

事業者内部 : 1) 不正の目的でないこと

行政機関 : 1) のほか、2) 真実相当性を有すること

事業者外部 : 1) 及び2) のほか、3) 一定の要件(内部通報では証拠隠滅のおそれがあること、内部通報後20日以内に調査を行う旨の通知がないこと、人の生命・身体への危害が発生する急迫した危険があることなど)を満たすこと

(5) 通報者・事業者・行政機関の義務

公益通報者が他人の正当な利益等を害さないようにする努力義務

公益通報に対して事業者がとった是正措置等について公益通報者に通知する努力義務

公益通報に対して行政機関が必要な調査及び適切な措置をとる義務

誤って公益通報をされた行政機関が処分権限を有する行政機関を教示する義務

(6) その他

本法は、労働基準法第18条の2(解雇権濫用の法理)の適用を妨げないこと

公布後2年以内の政令で定める日から施行し、施行後になされた公益通報について適用

施行後5年を目途に見直し